

Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン(ハード編)暫定基準 主要寸法参照表

項目番号	カテゴリー	主要寸法参照表				
		選手村の宿泊施設(屋内)	宿泊施設を除く大会会場施設(屋内)	選手村含む大会会場敷地内の屋外通路	アクセシブルルートとなる道路の歩道	アクセシブルルートとなる公共交通機関の施設(駅・港湾施設等の構内)
1	通路と歩行回遊空間	[幅] 1,800mm以上(推奨:都条例、IPC) 1,500mm以上(標準:IPC) *1	[幅] 不特定の歩行者が極めて多い通路においては、2,000mm以上(推奨:都条例) 1,800mm以上(標準:国基準、都条例、IPC) *2	[幅] 不特定の歩行者が極めて多い通路においては、2,000mm以上(推奨:都条例) 1,800mm以上(標準:国基準、都条例、IPC) *2	[幅] 2,000mm以上(標準:国基準) *歩行者の多い場合、3,500mm以上(標準:国基準) *3	[幅] 1,800mm以上(推奨:国基準、都条例、IPC) 1,500mm以上(標準:IPC) *2
		*1 1,200mm以上(例外:都条例) *2 1,200mm以上(例外:国基準) *3 1,500mm以上(例外:国基準) *尚、車両乗り入れ部については、そのうち1m以上の平坦部分(横断勾配は、1%以下。但し、特別の理由によりやむを得ない場合においては、2%以下)を確保する(例外:国基準) *立体横断施設に設けられるエレベーター又はエスカレーターが存する道路の区間について、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、当該区間における歩道等の有効幅員を1mまで縮小してもよい(例外:国基準)				
2		(傾斜路の勾配については、10に規定する)	(傾斜路の勾配については、10に規定する)	(傾斜路の勾配については、10に規定する)	1/20以下(標準:国基準、IPC) *1	(傾斜路の勾配については、10に規定する)
		*1 1/12以下(例外:国基準、都条例)				

項目番号	カテゴリー	主要寸法参照表				
		選手村の宿泊施設(屋内)	宿泊施設を除く大会会場施設(屋内)	選手村含む大会会場敷地内の屋外通路	アクセシブルルートとなる道路の歩道	アクセシブルルートとなる公共交通機関の施設(駅・港湾施設等の構内)
3	通路と歩行回遊空間(続き)	(傾斜路の踊り場の基準は、13に規定する)	(傾斜路の踊り場の基準は、13に規定する)	(傾斜路の踊り場の基準は、13に規定する)	対象外	(傾斜路の踊り場の基準は、13に規定する)
4		(傾斜路の手すりの基準は、14に規定する)	(傾斜路の手すりの基準は、14に規定する)	(傾斜路の手すりの基準は、14に規定する)	対象外	(傾斜路の手すりの基準は、14に規定する)
5		[路面からの空き高] 2,100mm以上(標準:IPC)	[路面からの空き高] 不特定の歩行者が極めて多い場合、5,000mm以上(推奨:都条例、公共的通路) 2,500mm以上(標準:都条例、公共的通路)	[路面からの空き高] *屋根・突起物等を設置する場合、2,500mm以上(標準:国基準)	[路面からの空き高] *屋根・突起物等を設置する場合、2,500mm以上(標準:国基準)	[路面からの空き高] 2,100mm以上(標準:IPC) *1
*1 2,000mm以上(例外:国基準)						
6		対象外	対象外 *但し、円滑な通行に支障を及ぼさない範囲で、適切な間隔に設置することが望ましい。特に行列エリアには配慮(推奨:IPC)	50m程度の間隔(標準:IPC) *1	50m程度の間隔(標準:IPC) *1	50m程度の間隔(標準:IPC) *1 *コンコース、プラットホームは対象外とする。
*1 円滑な通行に支障を及ぼさない範囲で、適切な間隔に設置する。(例外:国基準)						
7		対象外	対象外	[横断勾配] 1/50(2.0%)以下(標準:IPC)	[横断勾配] 1/100(1.0%)以下(推奨:国基準) 1/50(2.0%)以下(標準:IPC、国基準)	対象外

項目番号	カテゴリー	主要寸法参照表				
		選手村の宿泊施設(屋内)	宿泊施設を除く大会会場施設(屋内)	選手村含む大会会場敷地内の屋外通路	アクセシブルルートとなる道路の歩道	アクセシブルルートとなる公共交通機関の施設(駅・港湾施設等の構内)
8	通路と歩行回遊空間(続き)	対象外	対象外	10に表記	10に表記	対象外
9		[車寄せに隣接する引込み側路の車両スペース] 幅2,400mm(標準:IPC)	[車寄せに隣接する引込み側路の車両スペース] 幅2,400mm(標準:IPC)	[車寄せに隣接する引込み側路の車両スペース] 幅2,400mm(標準:IPC)	対象外	対象外
		[車寄せに隣接する引込み側路の車両スペースに隣接して車いす利用のまま乗降可能なスペース] 長さ8,000mm以上(推奨:都条例) 幅2,400mm以上×長さ7,000mm以上×路面高3,300mm以上(標準:IPC)	[車寄せに隣接する引込み側路の車両スペースに隣接して車いす利用のまま乗降可能なスペース] 長さ8,000mm以上(推奨:都条例) 幅2,400mm以上×長さ7,000mm以上×路面高3,300mm以上(標準:IPC)	[車寄せに隣接する引込み側路の車両スペースに隣接して車いす利用のまま乗降可能なスペース] 長さ8,000mm以上(推奨:都条例) 幅2,400mm以上×長さ7,000mm以上×路面高3,300mm以上(標準:IPC)		

主要寸法参照表

項目番号	カテゴリー	主要寸法参照表																																																								
		選手村の宿泊施設(屋内)	宿泊施設を除く大会会場施設(屋内)	選手村含む大会会場敷地内の屋外通路	アクセシブルルートとなる道路の歩道	アクセシブルルートとなる公共交通機関の施設(駅・港湾施設等の構内)																																																				
10	傾斜路	<table border="1"> <thead> <tr> <th>垂直立ち上がり差</th> <th>標準</th> <th>推奨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-160mm</td> <td rowspan="2">1/12以下 (IPC)</td> <td rowspan="2">1/14以下 (IPC)</td> </tr> <tr> <td>161-300mm</td> </tr> <tr> <td>301-3000mm</td> <td>1/14以下 (IPC)</td> <td>1/20以下 (推奨: IPC)</td> </tr> <tr> <td>+3001mm</td> <td>1/20以下 (IPC)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	垂直立ち上がり差	標準	推奨	-160mm	1/12以下 (IPC)	1/14以下 (IPC)	161-300mm	301-3000mm	1/14以下 (IPC)	1/20以下 (推奨: IPC)	+3001mm	1/20以下 (IPC)	—	<p>*競技会場に関しては、主な歩道及び全ての歩行回遊空間と、多くの人々が利用すると予想される通路・歩道については、1/20が標準(IPC基準)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>垂直立ち上がり差</th> <th>標準</th> <th>推奨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0-75m</td> <td>1/8以下 (IPC)</td> <td rowspan="2">1/12以下 (IPC)</td> </tr> <tr> <td>76-150m</td> <td>1/10以下 (IPC)</td> </tr> <tr> <td>151-160m</td> <td rowspan="3">1/20以下 (国基準、IPC)</td> <td rowspan="3">—</td> </tr> <tr> <td>161-300m</td> </tr> <tr> <td>301-3000mm</td> </tr> <tr> <td>+3001mm</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	垂直立ち上がり差	標準	推奨	0-75m	1/8以下 (IPC)	1/12以下 (IPC)	76-150m	1/10以下 (IPC)	151-160m	1/20以下 (国基準、IPC)	—	161-300m	301-3000mm	+3001mm	—	—	<p>(立体横断施設に傾斜路を設ける場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>垂直立ち上がり差</th> <th>標準</th> <th>推奨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0-75m</td> <td rowspan="5">1/20以下 (国基準、IPC)</td> <td rowspan="5">—</td> </tr> <tr> <td>76-150m</td> </tr> <tr> <td>151-300m</td> </tr> <tr> <td>301-3000mm</td> </tr> <tr> <td>+3001mm</td> </tr> </tbody> </table>	垂直立ち上がり差	標準	推奨	0-75m	1/20以下 (国基準、IPC)	—	76-150m	151-300m	301-3000mm	+3001mm	<table border="1"> <thead> <tr> <th>垂直立ち上がり差</th> <th>標準</th> <th>推奨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-160mm</td> <td rowspan="2">1/12以下 (IPC)</td> <td rowspan="2">1/14以下 (推奨: IPC)</td> </tr> <tr> <td>161-300mm</td> </tr> <tr> <td>301-3000mm</td> <td>1/14以下 (IPC)</td> <td>1/20以下 (推奨: IPC)</td> </tr> <tr> <td>+3001mm</td> <td>1/20以下 (IPC)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>*但し、垂直立ち上がり差301mm以上の標準規定については、パラリンピック大会会場に向けたアクセシブルルートにおいては、1/20が標準</p>	垂直立ち上がり差	標準	推奨	-160mm	1/12以下 (IPC)	1/14以下 (推奨: IPC)	161-300mm	301-3000mm	1/14以下 (IPC)	1/20以下 (推奨: IPC)	+3001mm	1/20以下 (IPC)	—
		垂直立ち上がり差	標準	推奨																																																						
		-160mm	1/12以下 (IPC)	1/14以下 (IPC)																																																						
		161-300mm																																																								
		301-3000mm	1/14以下 (IPC)	1/20以下 (推奨: IPC)																																																						
+3001mm	1/20以下 (IPC)	—																																																								
垂直立ち上がり差	標準	推奨																																																								
0-75m	1/8以下 (IPC)	1/12以下 (IPC)																																																								
76-150m	1/10以下 (IPC)																																																									
151-160m	1/20以下 (国基準、IPC)	—																																																								
161-300m																																																										
301-3000mm																																																										
+3001mm	—	—																																																								
垂直立ち上がり差	標準	推奨																																																								
0-75m	1/20以下 (国基準、IPC)	—																																																								
76-150m																																																										
151-300m																																																										
301-3000mm																																																										
+3001mm																																																										
垂直立ち上がり差	標準	推奨																																																								
-160mm	1/12以下 (IPC)	1/14以下 (推奨: IPC)																																																								
161-300mm																																																										
301-3000mm	1/14以下 (IPC)	1/20以下 (推奨: IPC)																																																								
+3001mm	1/20以下 (IPC)	—																																																								
		*1	*1	*2	*3	*1																																																				

項目番号	カテゴリー	主要寸法参照表				
		選手村の宿泊施設(屋内)	宿泊施設を除く大会会場施設(屋内)	選手村含む大会会場敷地内の屋外通路	アクセシブルルートとなる道路の歩道	アクセシブルルートとなる公共交通機関の施設(駅・港湾施設等の構内)
傾斜路(続き)		*1 -160mm:1/8以下(例外:国基準・都条例)、161mm-:1/12以下(例外:国基準、都条例) *2 76mm-160mm:1/8以下(例外:国基準・都条例)、161mm-:1/12以下(例外:国基準、都条例) *3 1/12以下(例外:国基準、都条例)				
11		10と同様	(10の主要寸法参照表への追加規定) *主要出入口や主要施設における勾配については、原則1/20(5.0%)以下とし、やむを得ない場合の最大許容勾配を1/14(7.14%)とする。	(10の主要寸法参照表への追加規定) *主要出入口や主要施設における勾配については、原則1/20(5.0%)以下とし、やむを得ない場合の最大許容勾配を1/14(7.14%)とする。	対象外	対象外
12		1,500mm以上(推奨:都条例) *階段併設の場合 1,200mm以上(推奨:都条例) 1,200mm以上(標準:都条例) *階段併設の場合 900mm以上(標準:都条例)	1,500mm以上(推奨:国基準、都条例) *階段併設の場合 1,200mm以上(推奨:国基準、都条例) 1,400mm以上(標準:都条例) *1	1,500mm以上(推奨:都条例) *階段併設の場合 1,200mm以上(推奨:国基準、都条例) 1,400mm以上(標準:都条例) *1	(立体横断施設に傾斜路を設ける場合) 1,500mm以上(推奨:都条例) *階段併設の場合 1,200mm以上(推奨:国基準、都条例) 1,400mm以上(標準:都条例) *1	1,800mm以上(推奨:国基準、都条例) 1,200mm以上(標準:国基準) *階段併設の場合 900mm以上(標準:国基準)
		*1 1,200mm以上(例外:国基準) *階段併設の場合 900mm以上(例外:国基準)				

項目番号	カテゴリー	主要寸法参照表				
		選手村の宿泊施設(屋内)	宿泊施設を除く大会会場施設(屋内)	選手村含む大会会場敷地内の屋外通路	アクセシブルルートとなる道路の歩道	アクセシブルルートとなる公共交通機関の施設(駅・港湾施設等の構内)
13	傾斜路(続き)	<p>[高低差] 500mm以内ごとに(推奨:IPC) 750mm以内ごとに(標準:都条例)</p> <p>[幅員] 傾斜路幅員と同じ(推奨:IPC)</p> <p>[長さ] 1,500mm以上の踊り場(標準:都条例、IPC)</p>	<p>[高低差] 500mm以内ごとに設置(推奨:IPC) 750mm以内ごとに設置(標準:国基準)</p> <p>[水平距離] 上記高低差の規定にかかわらず、勾配1/20未満の場合は、20mを超えずに1箇所設ける(推奨:IPC)</p> <p>[幅員] 傾斜路幅員と同じ(推奨:IPC)</p> <p>[長さ] 1,500mm以上の踊り場(標準:都条例、IPC)</p>	<p>[高低差] 500mm以内ごとに設置(推奨:IPC) 750mm以内ごとに設置(標準:国基準)</p> <p>[水平距離] 上記高低差の規定にかかわらず、勾配1/20未満の場合は、20mを超えずに1箇所設ける(推奨:IPC)</p> <p>[幅員] 傾斜路幅員と同じ(推奨:IPC)</p> <p>[長さ] 1,500mm以上の踊り場(標準:都条例、IPC)</p>	<p>(立体横断施設を設ける場合)</p> <p>[高低差] 500mm以内ごとに設置(推奨:IPC) 750mm以内ごとに設置(標準:都基準)</p> <p>[水平距離] 上記高低差の規定にかかわらず、勾配1/20未満の場合は、20mを超えずに1箇所設ける(推奨:IPC)</p> <p>[幅員] 傾斜路幅員と同じ(推奨:IPC)</p> <p>[長さ] 1,500mm以上の踊り場(標準:国基準、IPC)</p>	<p>[高低差] 500mm以内ごとに設置(推奨:IPC) 750mm以内ごとに設置(標準:国基準) * 屋外の場合 600mm以内ごとに設置(標準:国基準) *1</p> <p>[水平距離] 上記高低差の規定にかかわらず、勾配1/20未満の場合は、20mを超えずに1箇所設ける(推奨:IPC)</p> <p>[幅員] 傾斜路幅員と同じ(推奨:IPC)</p> <p>[長さ] 1,500mm以上の踊り場(標準:国基準、IPC)</p>
		*1 [高低差] 屋外の場合 750mm以内ごとに設置(国基準)				
14		上下端延長部の長さ 450mm以上(標準:都条例)	上下端延長部の長さ 450mm以上(標準:都条例)	上下端延長部の長さ 450mm以上(標準:都条例)	上下端延長部の長さ 300mm(標準:IPC)	上下端延長部の長さ 600mm以上(推奨:国基準) 300mm(標準:IPC)

項目番号	カテゴリー	主要寸法参照表				
		選手村の宿泊施設(屋内)	宿泊施設を除く大会会場施設(屋内)	選手村含む大会会場敷地内の屋外通路	アクセシブルルートとなる道路の歩道	アクセシブルルートとなる公共交通機関の施設(駅・港湾施設等の構内)
15	傾斜路(続き)	[路面からの高さ] 2段とし、下段600mm～650mm、上段750mm～850mm程度とすることが望ましい(推奨:都条例)	[路面からの高さ] 2段とし、下段600mm～650mm、上段750mm～850mm程度とすることが望ましい(推奨:都条例)	[路面からの高さ] 2段とし、下段600mm～650mm、上段750mm～850mm程度とすることが望ましい(推奨:都条例)	[路面からの高さ] 2段とし、下段650mm、上段850mm程度とすることが望ましい(推奨:公共交通の国基準採用)	[路面からの高さ] 2段とし、下段650mm、上段850mm程度とすることが望ましい(推奨:国基準)
		勾配が1/12を超え、又は高さが160mmを超える場合、750～850mm程度(標準:施設の都条例採用) *海外選手の利用が多いことからIPC基準に含まれる850mmに近いことが望ましい	勾配が1/12を超え、又は高さが160mmを超える場合、750～850mm程度(標準:都条例)	勾配が1/12を超え、又は高さが160mmを超える場合、750～850mm程度(標準:施設の都条例採用)	800～850mm程度(標準:公共交通の国基準採用)	800～850mm程度(標準:国基準)
16		12と同様	12と同様	12と同様	12と同様	12と同様
17		[握り面の直径] 30～40mm程度の円形または楕円形(推奨:施設の都条例採用)	[握り面の直径] 30～40mm程度の円形または楕円形(推奨:都条例)	[握り面の直径] 30～40mm程度の円形または楕円形(推奨:施設の都条例採用)	[握り面の直径] 30～40mm程度の丸状(推奨:公共交通の国基準採用)	[握り面の直径] 30～40mm程度の丸状(推奨:国基準)
		[壁面からの距離] 40～50mm程度(推奨:都条例)	[壁面からの距離] 40～50mm程度(推奨:都条例)	[壁面からの距離] 50mm程度(推奨:都条例)	[壁面からの距離] 50mm程度(推奨:公共交通の国基準採用)	[壁面からの距離] 50mm程度(推奨:国基準)
18		対象外	対象外	10に表記	10に表記	対象外
19		対象外	対象外	[傾斜路水平の長さ] 2,700mm以下	[傾斜路水平の長さ] 2,700mm以下	対象外
20		対象外	対象外	[幅員] 1,000mm以上	[幅員] 1,000mm以上	対象外
21		対象外	対象外	10と同様	10と同様	対象外

項目番号	カテゴリー	主要寸法参照表				
		選手村の宿泊施設(屋内)	宿泊施設を除く大会会場施設(屋内)	選手村含む大会会場敷地内の屋外通路	アクセシブルルートとなる道路の歩道	アクセシブルルートとなる公共交通機関の施設(駅・港湾施設等の構内)
22	階段	[蹴上げの高さ] 150mm以下(推奨:IPC) 160mm以下(標準:国基準) *1	[蹴上げの高さ] 150mm以下(推奨:IPC) 160mm以下(標準:国基準) *1	[蹴上げの高さ] 150mm以下(推奨:IPC) 160mm以下(標準:国基準) *1	(立体横断施設に階段を設ける場合) [蹴上げの高さ] 150mm以下(推奨:IPC) 160mm程度以下(標準:公共交通の国基準援用) *2	[蹴上げの高さ] 150mm以下(推奨:IPC) 160mm程度以下(標準:国基準) *2
		*1 180mm以下(例外:都条例) *2 180mm以下(例外:建築物の都条例援用)				
23		[踏み面奥行] 300mm以上(推奨:都条例) 280mm以上(標準:IPC) *1	[踏み面奥行] 300mm以上(標準:国基準)	[踏み面奥行] 300mm以上(標準:国基準)	(立体横断施設に階段を設ける場合) [踏み面奥行] 300mm程度以上(標準:公共交通の国基準援用)	[踏み面奥行] 300mm程度以上(標準:国基準)
		*1 260mm以上(例外:都条例)				
24		段鼻その他つまずきの原因となるものは設けない。蹴込みは、20mm以下とする(標準:都条例)	段鼻その他つまずきの原因となるものは設けない。蹴込みは、20mm以下とする(標準:都条例)	段鼻その他つまずきの原因となるものは設けない。蹴込みは、20mm以下とする(標準:都条例)	段鼻その他つまずきの原因となるものは設けない。蹴込みは、20mm以下とする(標準:都条例援用)	段鼻その他つまずきの原因となるものは設けない。蹴込みは、20mm以下とする(標準:都条例)

項目番号	カテゴリー	主要寸法参照表				
		選手村の宿泊施設(屋内)	宿泊施設を除く大会会場施設(屋内)	選手村含む大会会場敷地内の屋外通路	アクセシブルルートとなる道路の歩道	アクセシブルルートとなる公共交通機関の施設(駅・港湾施設等の構内)
25	階段(続き)	幅員が3mを超える場合には、中央にも設置する。(階段の高さが1m以下の場合はこの限りではない。)(推奨:国基準) 手すりは階段の両側に取り付ける(標準:IPC)	幅員が3mを超える場合には、中央にも設置する。(階段の高さが1m以下の場合はこの限りではない。)(推奨:国基準) 手すりは階段の両側に取り付ける(標準:IPC)	幅員が3mを超える場合には、中央にも設置する。(階段の高さが1m以下の場合はこの限りではない。)(推奨:国基準) 手すりは階段の両側に取り付ける(標準:IPC)	二段式の手すりを両側に取り付ける(標準:国基準)	階段の幅が4mを超える場合には、中間にも手すりを設置する。(推奨:国基準) *旅客流動等を考慮し、利便性の低下が懸念される場合を除く 手すりは階段の両側に取り付ける(標準:IPC、国基準)
26		17と同様	17と同様	17と同様	17と同様	17と同様
27		17と同様	17と同様	17と同様	17と同様	17と同様
28		15と同様	15と同様	15と同様	15と同様	15と同様
29		14と同様	14と同様	14と同様	14と同様	14と同様

項目番号	カテゴリー	主要寸法参照表				
		選手村の宿泊施設(屋内)	宿泊施設を除く大会会場施設(屋内)	選手村含む大会会場敷地内の屋外通路	アクセシブルルートとなる道路の歩道	アクセシブルルートとなる公共交通機関の施設(駅・港湾施設等の構内)
30	路面、舗装、仕上げ	対象外	対象外	対象	対象	対象外
31	家具、カウンター、サービスエリア	対象外	対象	対象	対象外	対象外
32		対象外	対象	対象	対象外	対象外
33		対象外	対象	対象	対象外	対象外
34		対象外	6と同様	6と同様	対象外	対象外
35		入口と出口	対象	対象	対象	対象外
36		1と同様	1と同様	1と同様	1と同様	1と同様
37		6と同様	6と同様	6と同様	6と同様	6と同様
38		対象	対象	対象	対象外	対象外

項目番号	カテゴリー	主要寸法参照表				
		選手村の宿泊施設(屋内)	宿泊施設を除く大会会場施設(屋内)	選手村含む大会会場敷地内の屋外通路	アクセシブルルートとなる道路の歩道	アクセシブルルートとなる公共交通機関の施設(駅・港湾施設等の構内)
39	ドアとドア周辺	950mm(推奨:IPC) 850mm(標準:IPC)	950mm(推奨:IPC) *主要な出入口については、 2,000mm以上(推奨:都条例) *競技用車いす利用の準備エリア 1,000mm以上(推奨:IPC) 850mm(標準:IPC) *主要な出入口については、 1,000mm以上(標準:都条例)	対象外	対象外	950mm(推奨:IPC) *公共用通路との出入口 1,800mm以上(推奨:国基準) 900mm(標準:国基準) *1
	*1 800mm(例外:国基準)					
40	エレベーターとエスカレーター	900mm(推奨:都条例) 850mm(標準:IPC)	900mm以上(推奨:都条例) *パブリックスペースと競技会場は950mm(推奨:IPC) 850mm以上(標準:IPC) *5,000㎡以上の建物は900mm以上(標準:都条例)	対象外	900mm以上(標準:国基準) *1	900mm以上(推奨:都条例) *パブリックスペースは950mm(推奨:IPC) 850mm以上(標準:IPC) *2
	*1 貫通型は800mm以上(例外:国基準) *2 800mm以上(例外:国基準)					

項目番号	カテゴリー	主要寸法参照表				
		選手村の宿泊施設(屋内)	宿泊施設を除く大会会場施設(屋内)	選手村含む大会会場敷地内の屋外通路	アクセシブルルートとなる道路の歩道	アクセシブルルートとなる公共交通機関の施設(駅・港湾施設等の構内)
41	エレベーターとエスカレーター(続き)	幅2,100mm×奥行1,500mm 又は同等水準のサイズ★1 (推奨:IPC) 幅1,700mm×奥行1,500mm 又は同等水準のサイズ★2 (標準:IPC)	幅2,100mm×奥行1,500mm 又は同等水準のサイズ★1 (推奨:IPC) 幅1,700mm×奥行1,500mm 又は同等水準のサイズ★2(標準:IPC) *1	対象外	幅2,100mm×奥行1,500mm 又は同等水準のサイズ★1 (推奨:IPC) 幅1,700mm×奥行1,500mm 又は同等水準のサイズ★2 (標準:IPC) *2	幅2,100mm×奥行1,500mm 又は同等水準のサイズ★1 (推奨:IPC) 幅1,700mm×奥行1,500mm 又は同等水準のサイズ★2 (標準:IPC) *3 *上記推奨基準については、1基のかごの有効寸法が基準に満たない場合でも、2基目を増設し全体の容量で基準を満たすことも認める。ただし2基目は、標準以上の有効寸法を満たすものが望ましい。
		<p>*1 幅1,400mm×奥行1,350mm(例外:国基準、不特定多数が利用する2,000㎡以上の建築物)</p> <p>*2 幅1,500mm×奥行1,500mm(例外:国基準) *貫通型の場合は 幅1,400mm×奥行1,350mm(例外:国基準)</p> <p>*3 幅1,400mm×奥行1,350mm(例外:国基準) 利用者が多い場合は幅1,600mm×奥行1,500mm(例外:国基準) 貫通型や直角二方向出入口型エレベーターで、車いす利用者が円滑に乗降できる構造と開閉するかごの出入口を音声で知らせる設備がある場合は、上記例外規定を免除。</p>				
42		[路面からの高さ] 項目15の主要寸法参照表と同様 [握りの直径] 高さ:項目17の主要寸法参照表と同様	[路面からの高さ] 項目15の主要寸法参照表と同様 [握りの直径] 高さ:項目17の主要寸法参照表と同様	対象外	[路面からの高さ] 項目15の主要寸法参照表と同様 [握りの直径] 高さ:項目17の主要寸法参照表と同様	[路面からの高さ] 項目15の主要寸法参照表と同様 [握りの直径] 高さ:項目17の主要寸法参照表と同様

項目番号	カテゴリー	主要寸法参照表				
		選手村の宿泊施設(屋内)	宿泊施設を除く大会会場施設(屋内)	選手村含む大会会場敷地内の屋外通路	アクセシブルルートとなる道路の歩道	アクセシブルルートとなる公共交通機関の施設(駅・港湾施設等の構内)
43	非常時の対応策	非常用エレベーター付近や階段踊り場等に850mm×1,300mmの一時退避スペースを2か所確保(推奨:IPC)	非常用エレベーター付近や階段踊り場等に850mm×1,300mmの一時退避スペースを2か所確保(推奨:IPC)	対象外	対象外	対象外
44	会場の座席	対象外	<p>[座席の比率]</p> <p>オリンピック大会会場 0.75%(標準:IPC)</p> <p>パラリンピック大会会場 1.0~1.2%(標準:IPC)</p> <p>同伴者席は同比率で横に設置(標準:IPC)</p> <p>*尚、上記に向けては、多数の車いす使用者が観覧する場合や同伴者と観覧する場合に柔軟に対応できるよう、専用スペースと、可動席スペース(取り外し可能な座席)を組み合わせ、複数の位置から座席の選択が可能となるように設ける。</p>	対象外	対象外	対象外
45		対象外	<p>b.座席スペース: 車いす使用者 900mm×1,300mm(標準:都条例とIPCの折衷案)</p> <p>*1</p>	対象外	対象外	対象外
*1 900mm×1,200mm(例外:都条例)						

項目番号	カテゴリー	主要寸法参照表				
		選手村の宿泊施設(屋内)	宿泊施設を除く大会会場施設(屋内)	選手村含む大会会場敷地内の屋外通路	アクセシブルルートとなる道路の歩道	アクセシブルルートとなる公共交通機関の施設(駅・港湾施設等の構内)
46	洗面所	対象外	・アクセス可能なトイレに加え、男女別に、国内法令等に基づき、個別機能を有するトイレを必要に応じ配置することができる。(標準:国基準) ・アクセス可能なトイレを必要としている利用者15人に1か所の割合で設置が妥当(標準:IPC)	対象外	対象外	・多機能トイレの利用状況を見極め、必要に応じて、車いす専用便房、乳幼児連れに配慮した便房等の、個別機能を備えた専用便房を男女別にそれぞれ1以上設置(推奨:国基準) ・障害者等の利用に適した便所又は便房(多機能トイレ)は、男女共用を1以上または男女別にそれぞれ1以上設置(標準:国基準)
47		対象外	<p><推奨> [男女別トイレの車いす転回スペース] 1,700mm×1,800mm (推奨:IPC)</p> <p><標準> [トイレ有効寸法] 男女共用 2,000mm×2,000mm (標準:都条例)</p> <p>[男女別トイレの車いす転回スペース直径] 1,500mmの円が内接(標準:都条例)</p> <p>*1</p>	対象外	対象外	<p><推奨> [トイレ有効寸法] 新設の場合 2,200mm×2,200mm (推奨:国基準)</p> <p>[男女別トイレの車いす転回スペース] 1,700mm×1,800mm (推奨:IPC)</p> <p><標準> [トイレ有効寸法] 男女共用 2,000mm×2,000mm (標準:国基準)</p> <p>[男女別トイレの車いす転回スペース直径] 1,500mmの円が内接(標準:都条例)</p> <p>*2</p>
<p>*1 [トイレ有効寸法]簡易型車いす使用者用便房で直進・側方進入の場合1,300mm×2,000mm以上、または側方進入の場合1,500mm×1,800mm以上(例外:都条例)</p> <p>*2 [トイレ有効寸法]簡易型車いす使用者用便房で正面から入る場合は、900mm×1900mm以上、側面から入る場合は、900mm×2200mm以上(例外:国基準、都条例)</p>						

項目番号	カテゴリー	主要寸法参照表				
		選手村の宿泊施設(屋内)	宿泊施設を除く大会会場施設(屋内)	選手村含む大会会場敷地内の屋外通路	アクセシブルルートとなる道路の歩道	アクセシブルルートとなる公共交通機関の施設(駅・港湾施設等の構内)
48	洗面所(続き)	対象外	[便器横の移動スペース] 便器横の移動スペースを800mm以上確保(推奨:IPC) 便器横の移動スペースを750mm確保(標準:IPC)	対象外	対象外	[便器横の移動スペース] 便器横の移動スペースを800mm以上確保(推奨:IPC) 便器横の移動スペースを750mm確保(標準:IPC) *1
		*1 700mm確保(例外:都条例)				
49		対象外	[便房のドア幅] 1,000mm(推奨:当事者団体要望) 950mm(推奨:IPC) 850mm(標準:IPC)	対象外	対象外	[便房のドア幅] 950mm(推奨:IPC) 900mm(標準:国基準) *1
		*1 800mm(例外:国基準)				
50	シャワー、浴室、更衣室	39と同様	対象外	対象外	対象外	対象外
51	道路輸送機関	(参考)	(参考)	対象外	対象外	対象外
		[幅] 車体両側にそれぞれ1,400mm以上(推奨:国基準) 3,600mm(推奨:IPC) 3,500mm以上(標準:国基準)	[幅] 車体両側にそれぞれ1,400mm以上(推奨:国基準) 3,600mm(推奨:IPC) 3,500mm以上(標準:国基準)			

項目番号	カテゴリー	主要寸法参照表				
		選手村の宿泊施設(屋内)	宿泊施設を除く大会会場施設(屋内)	選手村含む大会会場敷地内の屋外通路	アクセシブルルートとなる道路の歩道	アクセシブルルートとなる公共交通機関の施設(駅・港湾施設等の構内)
52	道路輸送機関(続き)	対象外	(参考) [駐車区画の勾配] 1/50(2%)以下	対象外	対象外	対象外
53		対象外 *大会時には、地下駐車場の利用は想定していない。	(参考) [地下駐車場の天井高クリアランス] 2,500mm(推奨:IPC)2,300mm(標準:IPC) *ただし、大型バスの駐車を想定する場合は、必要なクリアランスを確保する。	対象外	対象外	対象外